

山梨県公報

号外第十七号

令和六年

五月十七日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する条例 (条例第三十九号) (富士山保全・観光エコシステム推進グループ)

- 富士山吉田口県有登下山道を利用する者の利便性の向上に資するため、令和六年五月二十日以降、条例の施行の日前においても、次に掲げる行為をすることができるととした。
 - 登下山道の利用の許可を受けようとする者による登下山道の利用の許可の申請
 - (一)の申請があった場合における知事による登下山道の利用の許可
 - (二)の許可を受けた者による使用料の納付
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十九号

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例 (令和六年山梨県条例第二号) の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、附則第三項から第五項まで

の規定は同年五月二十日」に改め、附則第二項中「次項」を「附則第六項」に改め、「の日」の下に「(以下「施行日」という。)」を加え、附則第三項を附則第六項とし、附則第二項の次に次の三項を加える。

(経過措置)

3 第七条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

4 知事は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、第七条第一項の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、同項の規定の例により許可を受けたときは、施行日において同項の規定により許可を受けたものとみなす。

5 前項の許可を受けた者は、施行日前においても、第七条第二項及び別表の規定の例により、使用料を納付することができる。この場合において、当該納付された使用料は、施行日において同項の規定により納付された使用料とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番